

# 原発事故子ども被災者支援法 いわきフォーラム



6月21日、「原発事故子ども被災者支援法」が国会で成立しました。

この法律は、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、被害者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後帰還するか、被害者自身の自己決定権を認めて、いずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられる画期的なものです。

この法律は基本法です。具体的な施策の内容は、政府復興庁が定める「基本方針」によって決定されます。いま基本方針が策定されつつあることから、被害を受けた住民や避難している住民等の意見を反映する措置が必要とされています。

このため、被害者や自治体等の切実なご意見ご要望を政府に届け、真に被害者の方々のためになる支援策を実現することを目的として、9月東京、10月福島に続き、「原発事故子ども被災者支援法」いわきフォーラムを開催します。

是非とも多くの皆様にご参加いただけますようお願い致します。

いわき市議会は、昨年12月定例会で「(仮称)原発事故被曝者援護法の制定を求める意見書」を採択して、市民の健康管理のため、特例法の制定による健康管理手帳の交付及び定期通院・医療行為の無償化・社会保障などを国の責任において行うことを国と国会に求めてきました。この「原発事故子ども被災者支援法」はその第一歩です。

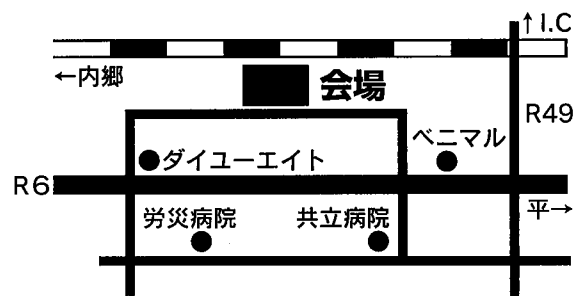
日時 **11月10日[土]**  
PM6:00▶PM8:30

場所 **いわき市総合保健福祉センター  
多目的ホール**  
(いわき市内郷高坂町砂子田1-4 TEL.27-8555)

講師 **海渡 雄一 弁護士**  
日本弁護士連合会  
東日本大震災原発事故対策本部副本部長

内容 支援法の概要説明  
いわき市議会創世会からの問題提起  
市民・自治体・議員からの要望  
意見交換 等

参加費 **無料**



主催 **いわき市議会創世会** いわき市平字梅本21 TEL.0246-22-1111 内線4135  
佐藤 和良・上壁 充・福島あずさ・坂本 稔・狩野 光昭・櫻村 弘

# 「原発事故子ども・被災者支援法」とは

正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

大きな原発事故が起こったとき、避難しても、残っても、暮らしは大きく変わってしまいます。

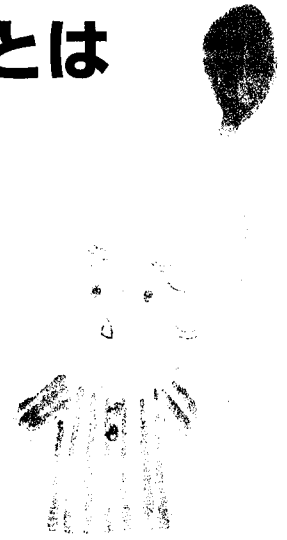
この法律は、避難すること、残ること、どちらを選んだ場合でも、国が支援するとしています。わたしたち一人ひとは、自分たちの行動を自分で決めることができます。

これを「自己決定権」といいます。この「自己決定権」を認め、「避難する権利」「居住する権利」「帰還する権利」

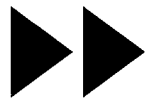
それぞれを認める画期的な法律です。

また、この法律は、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないことを前提に、健康被害を未然に防止する観点から、被災した子どもの生涯にわたる健康診断や、妊婦や胎児を含めた医療費の減免措置を定めました。

※この法律は、政府ではなく、超党派の議員たちが提出して、全会派一致で成立した議員立法です。



## どんな支援を受けられる



この法律は、被災者の生活支援と健康被害の未然防止を定めたものです。被災者の居住する・居住した地域が「支援対象地域\*」に指定されると、この法律による支援を受けることができます。

\*「支援対象地域」とは、「放射線量が一定の基準以上である地域」と定められていますが、まだ具体的には定められていません。現在、政府でどこまでの地域を含めるか検討中です。追加被ばく線量が内部被ばく、外部被ばく併せて年間1ミリシーベルトを超える地域を支援対象地域にするよう声を挙げて行くことが重要です。

(追加被ばく線量：被ばく量から、もともと自然界から浴びる被ばく量と、医療による被ばく量を引いたもの)

### 支援対象地域での生活を選択した場合……

医療の確保・子どもの就学援助・食の安全安心の確保・放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取り組みの支援・自然体験活動等を通じた心身の健康保持に関する支援を受けることができる。

### 支援対象地域から避難または帰還を選択した場合……

移動の支援・住宅の確保・就業支援・学習支援などの支援を受けることができる。また、どちらを選んだ場合でも、家族と離れて暮らす子どもに対する支援を受けることができる。



被災者は、定期的な健康診断の実施をはじめとする健康への影響に関する調査を受けることができる。また、子ども、妊婦については、医療費の減免を受けることができる。

ただし、法律に書かれていることは抽象的なものにとどまっており、具体的な内容の検討はこれからです。

「支援対象地域」の範囲や支援の具体的な内容は、政府の作成する「基本方針」で定めます。「基本方針」の作成にあたっては、原発事故の影響を受けた住民や地域から避難している者の意見を反映させる措置をとることとされているので、被災者の声を国に届けることが重要となります。